

**公募型プロポーザル方式による業務委託
公園利活用トライアル事業支援業務 企画提案募集要項**

公園利活用トライアル事業支援業務の委託先を選定するため、次のとおり企画提案を募集する。

1 業務概要

(1) 業務名

公園利活用トライアル事業支援業務

(2) 業務目的

県では、民間事業者との連携による都市公園等の魅力向上と新たなにぎわい創出に向けて、Park-PFI 等の民間活力の導入検討を進めており、本業務は、令和 6 年度・令和 7 年度の検討結果を踏まえながら、これまでのサウンディング調査で民間事業者から提案のあった事業等を試験的に行う「公園利活用トライアル事業」を実施し、将来的な官民連携手法の導入に向け、民間事業者の事業性を確認するとともに、より実現的かつ効果的な事業条件や事業手法等を検討する。

(3) 業務内容

別紙 1「公園利活用トライアル事業支援業務 仕様書（企画提案用）」に記載のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 24 日（水）まで

(5) 委託料上限額（見積限度額）

金 6, 000, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

積算には、業務の遂行に必要な全ての経費を含めること

2 募集概要

一定の参加資格要件に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、県が別に設置する選定委員会において内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者を最優秀委託候補者とする。

なお、契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、県と最優秀委託候補者が提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と最優秀委託候補者の双方が合意した場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部が変更となる場合がある。

3 参加資格要件

本業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たしている法人とする。なお、共同企業体による参加の場合は、全ての構成員が次に掲げる全ての要件を満たしている法人とする。

- (1) 日本国内に法人格を有し、県との緊密な連携体制が確保できる団体等であること。
- (2) 業務内容を十分理解し、適正に遂行できる能力を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号）及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (6) 暴力団または暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (7) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 暴力団の構成員等
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定または再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条または第8条第1項に違反する者として公正取引委員会または関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。
- (11) 特定の政治活動または宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (12) 事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、特別法人事業税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者であること。

4 提出書類

提出書類一式は次のとおりとし、サイズはA4版（A3折込可）とする。

(1) 参加申込書

本プロポーザルに参加（企画提案書等を提出）する場合は、参加申込書（様式第1号）を電子メール、ファクシミリにより「9 提出先及び問い合わせ先」宛てに提出し、送信後、電話にて到達の確認を行うこと。ただし、共同企業体にあつては、様式第1号に代えて様式第1－2号を使用するとともに、共同企業体協定書兼委任状（様式第2号）を提出すること。

(2) 企画提案書及び見積書等

次のア～キに記載する書類等を作成し、正本1部、副本5部を持参又は郵送により「9 提出先及び問い合わせ先」宛に提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによること。

ア 企画提案書（様式第3号）

イ 見積書（様式例1）※内訳及び積算根拠を明確に記載すること。

ウ 組織概要及び業務実績（様式第4号）

エ 組織概要及び業務実績の補足資料（パンフレット等）※提出は任意とする。

オ 登記事項証明書

カ 都道府県税及び国税に未納がない旨の証明書

キ 直近の決算報告書（貸借対照表・損益計算書（販売費及び一般管理費の明細を含む））

※オ及びカの書類は発行日から3ヶ月以内のものであること。

※共同企業体による参加の場合は、オ、カ及びキの書類について、構成員全員分を提出すること。

(3) 留意事項

ア 応募は1参加者につき1件とする。また、共同企業体の構成員として参加している事業者においても、本業務の他の参加者（共同企業体の構成員を含む。）となることはできない。

イ 提出書類の作成及び提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。

ウ 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足、不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を依頼する場合がある。

エ 提出された企画提案書、その他書類は、理由の如何を問わず返却しない。

オ 提出された企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、審査に必要な範囲で複製することがある。なお、不採用となった企画提案者の提案内容については、企画提案者に承諾なく他の目的に転用しない。

カ 提出された企画提案書等について情報公開請求があったときは徳島県情報公開条例上の非公開事項に該当しない限り、原則公開するものとする。

キ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。

5 提出期限

- (1) 参加申込書：令和８年９月２日（水）午後５時必着
- (2) 企画提案書及び見積書等：令和８年９月１４日（月）午後５時必着

6 質問受付

- (1) 当該公募に係る質問がある場合は、質問書（様式第５号）により行うものとし、電子メール、ファクシミリにより「９ 提出先及び問い合わせ先」宛てに提出し、送信後、電話にて到達の確認を行うこと。なお、軽微な質問を除き、口頭での質問は受け付けない。
- (2) 受付期限：令和８年９月２日（水）午後５時必着
- (3) 質問内容：原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や審査に関する内容等は受け付けない。
- (4) 回答方法：質問に対する回答は、随時、参加申込みをした全ての者に対して電子メールにて回答するほか、県ホームページに掲載する。

7 選定方法

- (1) 提出された企画提案書等については、県が別に設置する選定委員会において、別紙２「企画提案評価基準」に基づき審査を行い、最も優れた企画提案者を最優秀委託候補者として選定する。また、参加者が１者だった場合は、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断する。
- (2) 審査に当たっては、原則、提出された企画提案書等の内容により行う。また、必要に応じて、企画提案書に係るプレゼンテーションやヒアリングを行うこととし、プレゼンテーションやヒアリングを行う場合の実施日時（令和８年９月下旬を予定）、場所及び実施方法など詳細については、企画提案者に別途通知する。なお、出席者は３名以内とする。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。
 - ア 委託料上限額（見積限度額）を超える金額での見積書の提出があったとき。
 - イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
 - ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載したとき。
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - オ 本募集要項に違反すると認められたとき。
 - カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正な行為が認められたとき。
 - キ その他、委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。

- (4) 選定の結果については、すべての企画提案者に書面で通知する。なお、審査経緯については、公表しない。また、審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

8 契約の締結

- (1) 最優秀委託候補者は、審査の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続が完了するまで契約関係を生じるものではない。また、業務の実施に際しては、提案内容をそのまま実施するものではなく、選定後に県と最優秀委託候補者との間で協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。
- (2) 最優秀委託候補者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を次点委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。
- (3) 県との協議が整った場合は、委託候補者から改めて見積書を提出させ、内容を精査の上、委託契約を締結する。

9 提出先及び問い合わせ先

徳島県観光スポーツ文化部 交流拠点戦略課 施設活用推進室

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-2148

ファクシ 088-621-2934

メールアドレス kouryuukyotensenryakuka@pref.tokushima.lg.jp